電気機械器具製造業の委託者数及び家内労働者数の推移

工賃名称（設置年）	調査時期	委託者数（その内最低工賃業務を行っている委託者数）	家内労働者数（その内最低工賃業務を行っている家内労働者数）	備　　考
電気機械（昭和54年）	平成20年11月	64	780	
	平成21年9月	43	453	平成22年5月7日改正発効
	平成24年8月	40(9)	601(105)	平成25年5月15日改正発効
	平成27年7月	30(13)	431(185)	
	平成30年7月	32(8)	454(88)	
	令和3年7月	32(10)	637(124)	
	令和6年7月	27(10)	628(117)	

（資料出所：委託状況届及び群馬局独自実態調査）

注１　家内労働者数は、常時家内労働に従事している人数を示すものではない。

注２　改正諮問は、最低工賃新設・改正計画に基づき３年ごとに計画している。（第14次計画）

注３　委託者数及び家内労働者数は実態調査で把握した数値＋実態調査回答無しの事業所については委託状況届で把握した数値。
（例　令和６年　家内労働者数　374人（実態調査で把握）＋254人（委託状況届で把握））

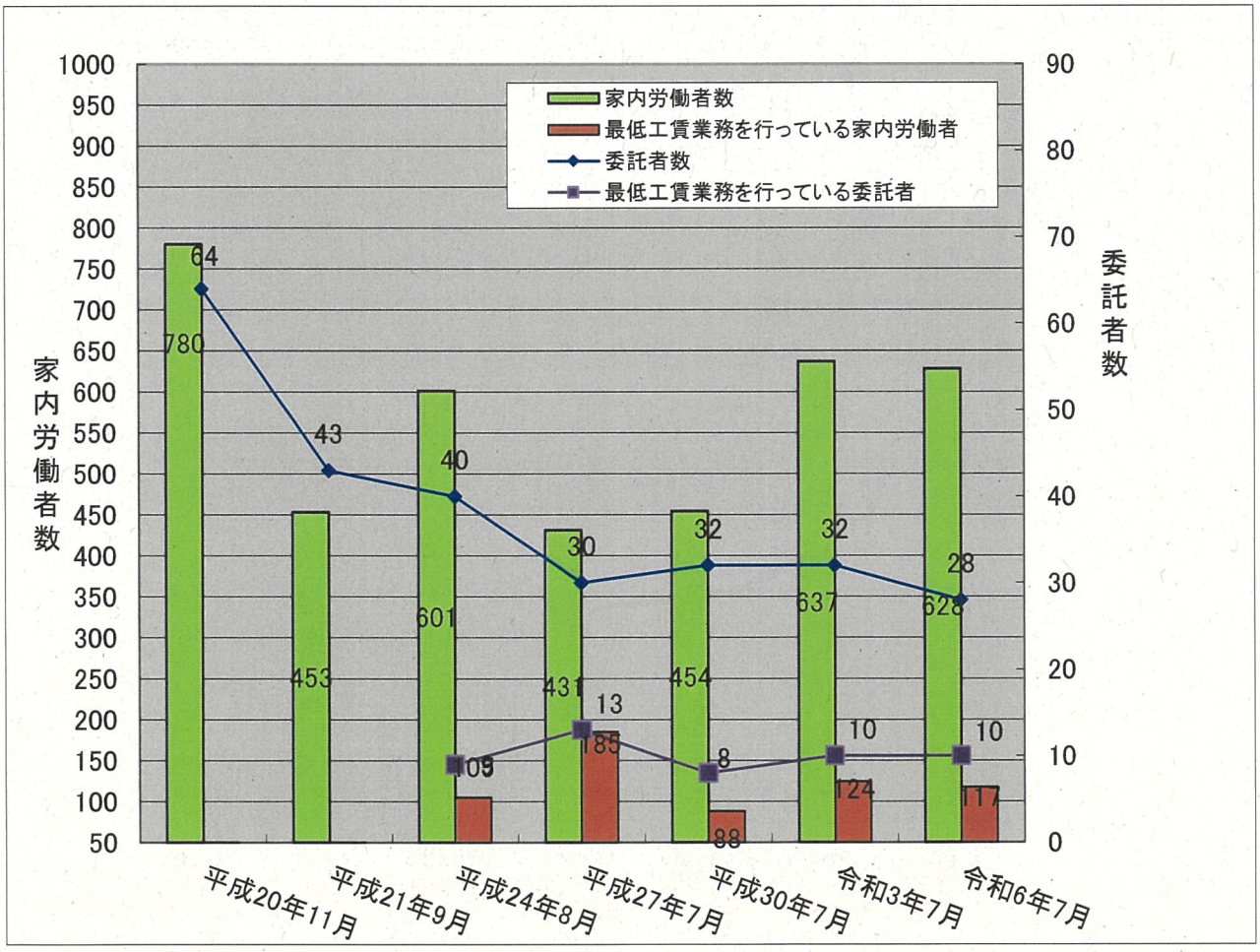

群馬県の業種別家内労働者数及び割合

（令和６年7月31日現在）

業　　種	計		男		女	
	人数	%	人数	%	人数	%
食料品製造業 （Ｅ０９，１０）	244	7.45	36	7.73	208	7.40
繊維工業 （Ｅ１１）	305	9.31	14	3.00	291	10.35
木材･木製品、家具・装備品製造業 （Ｅ１２，１３）	6	0.18	2	0.43	4	0.14
紙･紙加工品製造業 （Ｅ１４）	50	1.53	8	1.72	42	1.49
印刷･同関連及び出版業 （Ｅ１５,Ｇ４１）	89	2.72	12	2.58	77	2.74
ゴム製品製造業 （Ｅ１９）	115	3.51	16	3.43	99	3.52
革製品製造業 （Ｅ２０）	0	0.00	0	0.00	0	0.00
窯業･土石製品製造業 （Ｅ２１）	35	1.07	10	2.15	25	0.89
金属製品製造業 （Ｅ２４）	59	1.80	10	2.15	49	1.74
電子部品・デバイス製造業 （Ｅ２８）	53	1.62	11	2.36	42	1.49
電気機械器具製造業 （Ｅ２９）	628	19.16	90	19.31	538	19.14
情報通信機械器具製造業 （Ｅ３０）	56	1.71	11	2.36	45	1.60
機械器具等製造業 （E16, 22, 23, 25, 26, 27, 31）	193	5.89	30	6.44	163	5.80
その他（雑貨等） （Ｅ１８、３２）	1444	44.06	216	46.35	1228	43.69
計	3277	100	466	100	2,811	100

品目別・局別設定比較表

◎シールド線

局名 発効日	工　程	規　格	金　額
群馬 H25.5.15	両端末加工 （絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっいるシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。）	２しんで、かつ、６センチメートル以上の長さのもの	１本につき 4円72銭
	チューブ挿入 （アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。）	６センチメートル以上の長さのもの	１端につき 1円28銭
青森 R5.5.1	端末加工（シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう）		１００本につき 518円91銭
宮城 R4.4.15	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	１しんのものについて行うもの	１ヵ所につき 1円78銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）		１ヵ所につき 1円90銭
東京 R4.12.24	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	１しんで、かつ、１５センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	１ヵ所につき 5円03銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	１５センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	１本につき 2円86銭
神奈川 H30.4.26	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し加熱して密着させることをいう。）	１５センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	１本につき 1円15銭
茨城 R4.11.1	端子加工（リード線又はシールド線の端子をハウジング（カプラー又はコネクター）に差し込むことをいう。）		１ピンにつき 48銭

◎コンデンサー用部品

局名 発効日	工　程	規　格		金　額
群馬 H25.5.15	素地の外観選別 （二次選別済みのもの）	直径が１．６ミリメートル未満で、長さが６ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの		１００個につき 33銭
長野 R6.4.25	外観選別	バラ状のもので、かつ、直径２５ミリメートル以上で選別項目が５～６項目のもの		１個につき 54銭
青森 R5.5.1	目視による完成品外観検査	テーピング状で行うもの	自動検査済みのもの	１００個につき 11円39銭
		バラ状で行うもの		１００個につき 20円24銭

◎コイル

局名 発効日	工　程	規　格	金　額
群馬 H25.5.15	仕上げ（下巻テープを１回巻き、リード線２本をはんだ付けし、かつ、外装テープを１回巻くものに限る。）		１個につき 12円56銭
岩手 R3.6.1	からげ	線径０．０５ミリメートル以上０．２ミリメートル以下の導線を、端子２本にそれぞれ２回以上からげるもの	１個につき 1円84銭
	巻線	ボビン径が３０ミリメートル以内、線径が０．８ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数２５回以下のもの	１個につき 2円52銭
茨城 R4.11.1	外装テープ巻（布テープを２分の１掛けすることをいう。）	内径が４１．５ミリメートル以上４９．５ミリメートル以下のもの	１個につき 10円64銭
山梨 R5.4.22	からげ（１ヵ所につき、４回以内からげて切るものに限る）	線径０．３ミリメートル以上１．２ミリメートル以下のもの	１ヵ所につき 89銭
長野 R6.4.25	からげ（手作業で行うものに限る。）	線径０．０５ミリメートル以上０．２ミリメートル以下のもので２回以上からげるもの	１個につき 1円95銭

◎コネクター

局名 発効日	工　程	規　格	金　額
群馬 H25.5.15	差し（コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	２ピン以上１０ピン以下のもの	１ピンにつき 58銭
青森 R5.5.1	差し（コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）	１端子ごとに差すもの	１００端子につき 28円45銭
		連続端子となっているもの	１００回につき 61円14銭
宮城 R4.4.15	差し（コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	１ピンにつき 53銭
		リード線について行うもの	１ピンにつき 41銭
福島 R5.5.1	差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		１端子につき 36銭
栃木 R6.4.20	差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	１ピンにつき 51銭
山梨 R5.4.22	差し（リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）		１ヵ所につき 56銭
東京 R4.12.24	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端末をコネクターに差し込むことをいう。）		１端子につき 83銭
神奈川 H30.4.26	差し（コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	１ヵ所につき 58銭
		１しんのシールド線について行うもの	１ヵ所につき 63銭
		２しんのシールド線について行うもの	１ヵ所につき 66銭
	束線（コネクターに差し込み済みのリード線又はシールド線を整え、定められた位置で束線用バンド又はテープを用いて結束することをいう。）		１ヵ所につき 1円74銭
兵庫 H18.3.10	部品の差し（印刷回路基盤）	２端子の部品について行うもの	1個につき 92銭
	部品の差し、曲げ、切り（印刷回路基盤）		1個につき 1円37銭
	リードコネクターのハウジング入れ(カプラー差し)	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子につき 51銭
		50センチメートルを超える電線について行うもの	1端子につき 56銭

資料No.19

他局の電気機械器具製造業最低工賃の改正状況等一覧表

		発効年月日	改正等計画年度	状況			次回改正予定年度	適用する委託者数	適用する家内労働者数
				改正	見送り	廃止			
	群馬労働局	平成25年5月15日	令和６年度	（令和６年度計画）			令和６年度	10人	117人
1	青森労働局	令和5年5月1日	令和４年度	●				17人	169人
2	岩手労働局	令和3年6月1日	令和５年度	●				18人	250人
3	宮城労働局	令和4年4月15日	令和６年度	（令和６年度計画）			令和６年度	10人	84人
4	福島労働局	令和5年5月1日	令和４年度	●				34人	439人
5	茨城労働局	令和4年11月1日	令和６年度	（令和６年度計画）			令和６年度	10人	105人
6	栃木労働局	令和6年4月20日	令和５年度	●				7人	36人
7	埼玉労働局	平成18年9月20日	令和６年度	（令和６年度計画）			令和６年度	36人	483人
8	東京労働局	令和4年12月24日	令和６年度	（令和６年度計画）			令和６年度	61人	714人
9	神奈川労働局	平成30年4月26日	令和５年度		●			30人	460人
10	富山労働局	令和5年4月28日	令和４年度	●				23人	250人
11	山梨労働局	令和5年4月22日	令和４年度	●				58人	247人
12	長野労働局	令和6年4月25日	令和５年度	●				11人	33人
13	兵庫労働局	平成18年3月10日	令和６年度	（令和６年度計画）			令和６年度	31人	409人
14	島根労働局	平成15年7月6日	令和５年度		●			9人	61人
15	広島労働局	平成15年5月24日	令和５年度		●			15人	472人
16	熊本労働局	令和5年4月22日	令和６年度	（令和６年度計画）			令和６年度	17人	329人
17	大分労働局	平成12年9月15日	令和５年度		●			0人	0人
18	鹿児島労働局	令和4年12月22日	令和６年度	（令和６年度計画）			令和６年度	13人	291人

資料No.20

最低工賃決定の手順

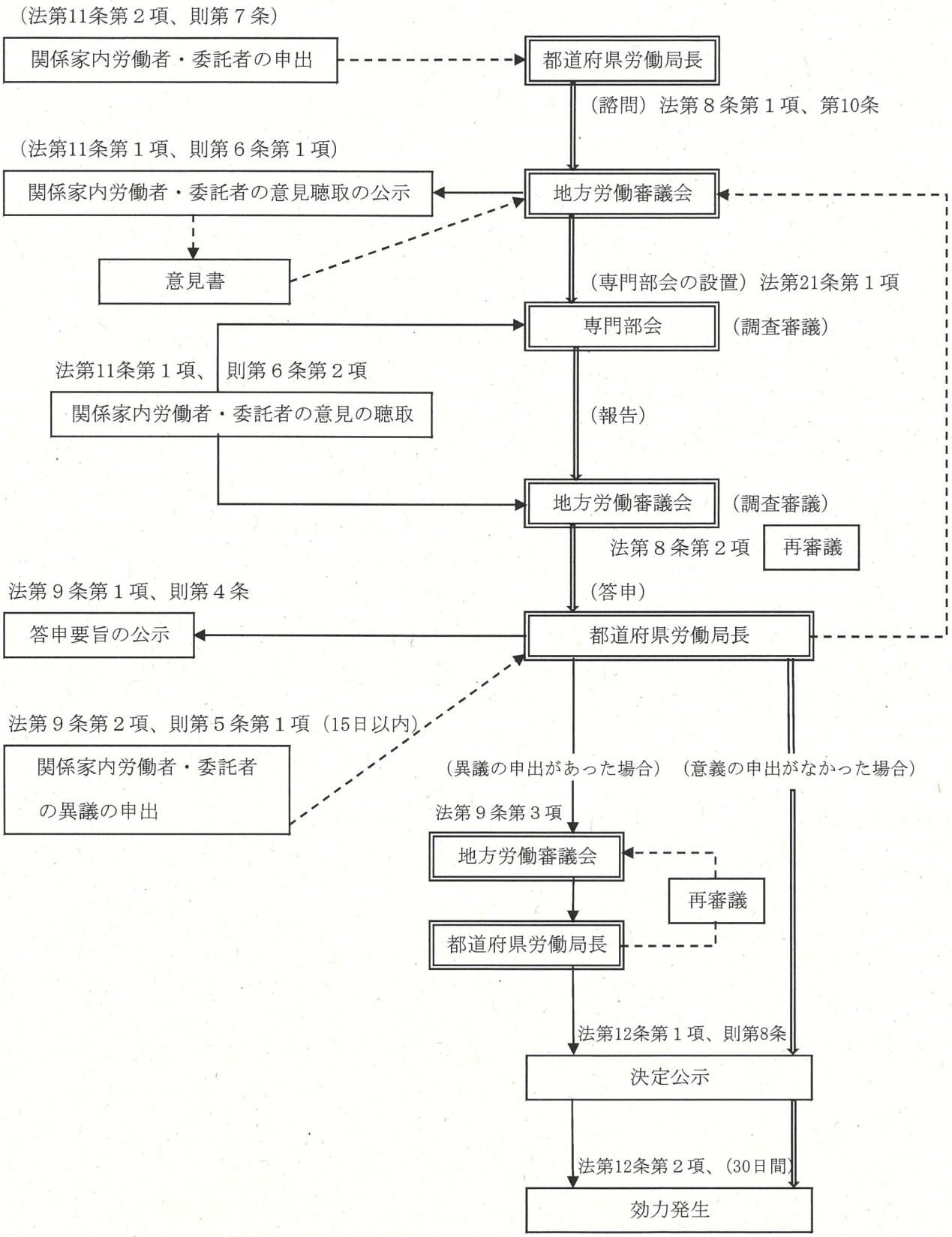

群馬県電気機械器具製造業最低工賃改正状況及び改定試算

品目	工程	規格（数量）	最低工賃額（引き上げ率）発効日 10.1.25	12.1.25	14.3.31	16.4.25	19.5.16	22.5.7	25.5.15	令和4年度 対地賃 平成25年からの地賃引上げ率により試算した額 下段：差額	令和4年度 対特賃 平成25年からの特賃引上げ率により試算した額 下段：差額	令和6年度 対地賃 平成25年からの地賃引上げ率により試算した額 下段：差額	令和6年度 対特賃 平成25年からの特賃引上げ率により試算した額 下段：差額
シールド線	両端末加工 絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの（1本につき）	4円.51銭	4円.60銭	4円.61銭	4円.62銭	4円.64銭	4円.68銭	4円.72銭	6円.07銭	5円.75銭	6円.68銭	6円.29銭
			(4.4%)	(2.0%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.4%)	(0.9%)	(0.9%)	1円.35銭	1円.03銭	1円.96銭	1円.57銭
	チューブ挿入 アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。	6センチメートル以上の長さのもの（1端につき）	1円.24銭	1円.26銭	1円.27銭	1円.27銭	1円.27銭	1円.27銭	1円.28銭	1円.65銭	1円.56銭	1円.81銭	1円.71銭
			(4.2%)	(1.6%)	(0.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.8%)	0円.37銭	0円.28銭	0円.53銭	0円.43銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 二次選別済み	直径が1．6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの（100個につき）	0円.30銭	0円.31銭	0円.31銭	0円.32銭	0円.33銭	0円.33銭	0円.33銭	0円.42銭	0円.40銭	0円.47銭	0円.44銭
			(3.4%)	(3.3%)	(0.0%)	(3.2%)	(3.1%)	(0.0%)	(0.0%)	0円.09銭	0円.07銭	0円.14銭	0円.11銭
コネクター	差し (コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの（1ピンにつき）	0円.53銭	0円.54銭	0円.54銭	0円.55銭	0円.56銭	0円.57銭	0円.58銭	0円.75銭	0円.71銭	0円.82銭	0円.77銭
			(3.9%)	(1.9%)	(0.0%)	(1.9%)	(1.8%)	(1.8%)	(1.8%)	0円.17銭	0円.13銭	0円.24銭	0円.19銭
コイル	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、かつ、外装テープを1回巻くものに限る。	（1個につき）	12円.10銭	12円.24銭	12円.30銭	12円.30銭	12円.35銭	12円.46銭	12円.56銭	16円.15銭	15円.30銭	17円.78銭	16円.75銭
			(5.2%)	(1.2%)	(0.5%)	(0.0%)	(0.4%)	(0.9%)	(0.8%)	3円.59銭	2円.74銭	5円.22銭	4円.19銭

注 ▒ は工賃据え置き

発効日		H11.10.1	H13.10.1	－	H18.10.1	H21.10.4	H24.10.10	R4.10.8	R6.10.4
群馬県最低賃金額	620	635	644	644	654	676	696	895	985
引き上げ率		2.42	1.42	0.00	1.55	3.36	2.96	28.59	41.52

発効日		H11.12.22	H13.12.20	H15.12.20	H18.12.20	H21.12.30	H24.12.28	R4.12.29	R6.12.28
群馬県特定最低賃金額	708	727	738	740	751	775	792	965	1,056
引き上げ率		2.68	1.51	0.27	1.49	3.20	2.19	21.84	33.33

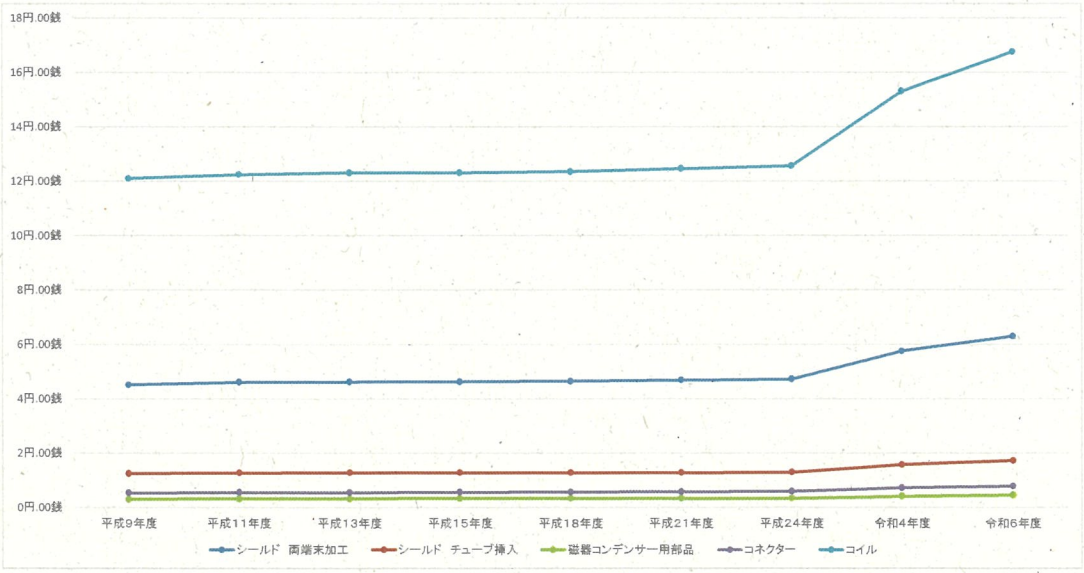

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	シールド線		
工　　程	両端末加工 絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。		
規　　格	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの （1本につき）		
現行工賃額	4円.72銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
4円.72銭	（現行）	5円.03銭	6.56
4円.73銭	0.21	5円.04銭	6.77
4円.74銭	0.42	5円.05銭	6.99
4円.75銭	0.63	5円.06銭	7.20
4円.76銭	0.84	5円.07銭	7.41
4円.77銭	1.05	5円.08銭	7.62
4円.78銭	1.27	5円.09銭	7.83
4円.79銭	1.48	5円.10銭	8.05
4円.80銭	1.69	5円.11銭	8.26
4円.81銭	1.90	5円.12銭	8.47
4円.82銭	2.11	5円.13銭	8.68
4円.83銭	2.33	5円.14銭	8.89
4円.84銭	2.54	5円.15銭	9.11
4円.85銭	2.75	5円.16銭	9.32
4円.86銭	2.96	5円.17銭	9.53
4円.87銭	3.17	5円.18銭	9.74
4円.88銭	3.38	5円.19銭	9.95
4円.89銭	3.60	5円.20銭	10.16
4円.90銭	3.81	5円.21銭	10.38
4円.91銭	4.02	5円.22銭	10.59
4円.92銭	4.23	5円.23銭	10.80
4円.93銭	4.44	5円.24銭	11.01
4円.94銭	4.66	5円.25銭	11.22
4円.95銭	4.87	5円.26銭	11.44
4円.96銭	5.08	5円.27銭	11.65
4円.97銭	5.29	5円.28銭	11.86
4円.98銭	5.50	5円.29銭	12.07
4円.99銭	5.72	5円.30銭	12.28
5円.00銭	5.93	5円.31銭	12.49
5円.01銭	6.14	5円.32銭	12.71
5円.02銭	6.35	5円.33銭	12.92

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	シールド線		
工　　程	両端末加工 絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。		
規　　格	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの （1本につき）		
現行工賃額	4円.72銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
5円.34銭	13.13	5円.65銭	19.70
5円.35銭	13.34	5円.66銭	19.91
5円.36銭	13.55	5円.67銭	20.12
5円.37銭	13.77	5円.68銭	20.33
5円.38銭	13.98	5円.69銭	20.55
5円.39銭	14.19	5円.70銭	20.76
5円.40銭	14.40	5円.71銭	20.97
5円.41銭	14.61	5円.72銭	21.18
5円.42銭	14.83	5円.73銭	21.39
5円.43銭	15.04	5円.74銭	21.61
5円.44銭	15.25	5円.75銭	21.82
5円.45銭	15.46	5円.76銭	22.03
5円.46銭	15.67	5円.77銭	22.24
5円.47銭	15.88	5円.78銭	22.45
5円.48銭	16.10	5円.79銭	22.66
5円.49銭	16.31	5円.80銭	22.88
5円.50銭	16.52	5円.81銭	23.09
5円.51銭	16.73	5円.82銭	23.30
5円.52銭	16.94	5円.83銭	23.51
5円.53銭	17.16	5円.84銭	23.72
5円.54銭	17.37	5円.85銭	23.94
5円.55銭	17.58	5円.86銭	24.15
5円.56銭	17.79	5円.87銭	24.36
5円.57銭	18.00	5円.88銭	24.57
5円.58銭	18.22	5円.89銭	24.78
5円.59銭	18.43	5円.90銭	24.99
5円.60銭	18.64	5円.91銭	25.21
5円.61銭	18.85	5円.92銭	25.42
5円.62銭	19.06	5円.93銭	25.63
5円.63銭	19.27	5円.94銭	25.84
5円.64銭	19.49	5円.95銭	26.05

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	シールド線		
工　　程	両端末加工 絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。		
規　　格	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの （1本につき）		
現行工賃額	4円.72銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
5円.96銭	26.27	6円.27銭	32.83
5円.97銭	26.48	6円.28銭	33.05
5円.98銭	26.69	**6円.29銭**	**33.26**
5円.99銭	26.90	6円.30銭	33.47
6円.00銭	27.11	6円.31銭	33.68
6円.01銭	27.33	6円.32銭	33.89
6円.02銭	27.54	6円.33銭	34.11
6円.03銭	27.75	6円.34銭	34.32
6円.04銭	27.96	6円.35銭	34.53
6円.05銭	28.17	6円.36銭	34.74
6円.06銭	28.38	6円.37銭	34.95
6円.07銭	**28.60**	6円.38銭	35.16
6円.08銭	28.81	6円.39銭	35.38
6円.09銭	29.02	6円.40銭	35.59
6円.10銭	29.23	6円.41銭	35.80
6円.11銭	29.44	6円.42銭	36.01
6円.12銭	29.66	6円.43銭	36.22
6円.13銭	29.87	6円.44銭	36.44
6円.14銭	30.08	6円.45銭	36.65
6円.15銭	30.29	6円.46銭	36.86
6円.16銭	30.50	6円.47銭	37.07
6円.17銭	30.72	6円.48銭	37.28
6円.18銭	30.93	6円.49銭	37.49
6円.19銭	31.14	6円.50銭	37.71
6円.20銭	31.35	6円.51銭	37.92
6円.21銭	31.56	6円.52銭	38.13
6円.22銭	31.77	6円.53銭	38.34
6円.23銭	31.99	6円.54銭	38.55
6円.24銭	32.20	6円.55銭	38.77
6円.25銭	32.41	6円.56銭	38.98
6円.26銭	32.62	6円.57銭	39.19

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	シールド線		
工　　程	両端末加工 絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。		
規　　格	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの （1本につき）		
現行工賃額	4円.72銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
6円.58銭	39.40	6円.89銭	45.97
6円.59銭	39.61	6円.90銭	46.18
6円.60銭	39.83	6円.91銭	46.39
6円.61銭	40.04	6円.92銭	46.61
6円.62銭	40.25	6円.93銭	46.82
6円.63銭	40.46	6円.94銭	47.03
6円.64銭	40.67	6円.95銭	47.24
6円.65銭	40.88	6円.96銭	47.45
6円.66銭	41.10	6円.97銭	47.66
6円.67銭	41.31	6円.98銭	47.88
6円.68銭	**41.52**	6円.99銭	48.09
6円.69銭	41.73	7円.00銭	48.30
6円.70銭	41.94	7円.01銭	48.51
6円.71銭	42.16	7円.02銭	48.72
6円.72銭	42.37	7円.03銭	48.94
6円.73銭	42.58	7円.04銭	49.15
6円.74銭	42.79	7円.05銭	49.36
6円.75銭	43.00	7円.06銭	49.57
6円.76銭	43.22	7円.07銭	49.78
6円.77銭	43.43	7円.08銭	49.99
6円.78銭	43.64	7円.09銭	50.21
6円.79銭	43.85	7円.10銭	50.42
6円.80銭	44.06	7円.11銭	50.63
6円.81銭	44.27	7円.12銭	50.84
6円.82銭	44.49	7円.13銭	51.05
6円.83銭	44.70	7円.14銭	51.27
6円.84銭	44.91	7円.15銭	51.48
6円.85銭	45.12	7円.16銭	51.69
6円.86銭	45.33	7円.17銭	51.90
6円.87銭	45.55	7円.18銭	52.11
6円.88銭	45.76	7円.19銭	52.33

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

1／1

品　　目	シールド線		
工　　程	チューブ挿入 アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。		
規　　格	6センチメートル以上の長さのもの （1端につき）		
現行工賃額	1円.28銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
1円.28銭	（現行）	1円.59銭	24.21
1円.29銭	0.78	1円.60銭	25.00
1円.30銭	1.56	1円.61銭	25.78
1円.31銭	2.34	1円.62銭	26.56
1円.32銭	3.12	1円.63銭	27.34
1円.33銭	3.90	1円.64銭	28.12
1円.34銭	4.68	**1円.65銭**	**28.90**
1円.35銭	5.46	1円.66銭	29.68
1円.36銭	6.25	1円.67銭	30.46
1円.37銭	7.03	1円.68銭	31.25
1円.38銭	7.81	1円.69銭	32.03
1円.39銭	8.59	1円.70銭	32.81
1円.40銭	9.37	**1円.71銭**	**33.59**
1円.41銭	10.15	1円.72銭	34.37
1円.42銭	10.93	1円.73銭	35.15
1円.43銭	11.71	1円.74銭	35.93
1円.44銭	12.50	1円.75銭	36.71
1円.45銭	13.28	1円.76銭	37.50
1円.46銭	14.06	1円.77銭	38.28
1円.47銭	14.84	1円.78銭	39.06
1円.48銭	15.62	1円.79銭	39.84
1円.49銭	16.40	1円.80銭	40.62
1円.50銭	17.18	**1円.81銭**	**41.40**
1円.51銭	17.96	1円.82銭	42.18
1円.52銭	18.75	1円.83銭	42.96
1円.53銭	19.53	1円.84銭	43.75
1円.54銭	20.31	1円.85銭	44.53
1円.55銭	21.09	1円.86銭	45.31
1円.56銭	**21.87**	1円.87銭	46.09
1円.57銭	22.65	1円.88銭	46.87
1円.58銭	23.43	1円.89銭	47.65

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	磁器コンデンサー用部品		
工　　程	素地の外観選別 二次選別済み		
規　　格	直径が1．6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの （100個につき）		
現行工賃額	0円.33銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
0円.33銭	（現行）	0円.64銭	93.93
0円.34銭	3.03	0円.65銭	96.96
0円.35銭	6.06	0円.66銭	100.00
0円.36銭	9.09	0円.67銭	103.03
0円.37銭	12.12	0円.68銭	106.06
0円.38銭	15.15	0円.69銭	109.09
0円.39銭	18.18	0円.70銭	112.12
0円.40銭	21.21	0円.71銭	115.15
0円.41銭	24.24	0円.72銭	118.18
0円.42銭	27.27	0円.73銭	121.21
0円.43銭	30.30	0円.74銭	124.24
0円.44銭	33.33	0円.75銭	127.27
0円.45銭	36.36	0円.76銭	130.30
0円.46銭	39.39	0円.77銭	133.33
0円.47銭	42.42	0円.78銭	136.36
0円.48銭	45.45	0円.79銭	139.39
0円.49銭	48.48	0円.80銭	142.42
0円.50銭	51.51	0円.81銭	145.45
0円.51銭	54.54	0円.82銭	148.48
0円.52銭	57.57	0円.83銭	151.51
0円.53銭	60.60	0円.84銭	154.54
0円.54銭	63.63	0円.85銭	157.57
0円.55銭	66.66	0円.86銭	160.60
0円.56銭	69.69	0円.87銭	163.63
0円.57銭	72.72	0円.88銭	166.66
0円.58銭	75.75	0円.89銭	169.69
0円.59銭	78.78	0円.90銭	172.72
0円.60銭	81.81	0円.91銭	175.75
0円.61銭	84.84	0円.92銭	178.78
0円.62銭	87.87	0円.93銭	181.81
0円.63銭	90.90	0円.94銭	184.84

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	コネクター		
工　　程	差し （コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）		
規　　格	2ピン以上10ピン以下のもの （1ピンにつき）		
現行工賃額	0円.58銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
0円.58銭	（現行）	0円.89銭	53.44
0円.59銭	1.72	0円.90銭	55.17
0円.60銭	3.44	0円.91銭	56.89
0円.61銭	5.17	0円.92銭	58.62
0円.62銭	6.89	0円.93銭	60.34
0円.63銭	8.62	0円.94銭	62.06
0円.64銭	10.34	0円.95銭	63.79
0円.65銭	12.06	0円.96銭	65.51
0円.66銭	13.79	0円.97銭	67.24
0円.67銭	15.51	0円.98銭	68.96
0円.68銭	17.24	0円.99銭	70.68
0円.69銭	18.96	1円.00銭	72.41
0円.70銭	20.68	1円.01銭	74.13
0円.71銭	**22.41**	1円.02銭	75.86
0円.72銭	24.13	1円.03銭	77.58
0円.73銭	25.86	1円.04銭	79.31
0円.74銭	27.58	1円.05銭	81.03
0円.75銭	**29.31**	1円.06銭	82.75
0円.76銭	31.03	1円.07銭	84.48
0円.77銭	**32.75**	1円.08銭	86.20
0円.78銭	34.48	1円.09銭	87.93
0円.79銭	36.20	1円.10銭	89.65
0円.80銭	37.93	1円.11銭	91.37
0円.81銭	39.65	1円.12銭	93.10
0円.82銭	**41.37**	1円.13銭	94.82
0円.83銭	43.10	1円.14銭	96.55
0円.84銭	44.82	1円.15銭	98.27
0円.85銭	46.55	1円.16銭	100.00
0円.86銭	48.27	1円.17銭	101.72
0円.87銭	50.00	1円.18銭	103.44
0円.88銭	51.72	1円.19銭	105.17

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	コイル		
工　　程	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、 かつ、外装テープを1回巻くものに限る。		
規　　格	（1個につき）		
現行工賃額	12円.56銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
12円.56銭	（現行）	12円.87銭	2.46
12円.57銭	0.07	12円.88銭	2.54
12円.58銭	0.15	12円.89銭	2.62
12円.59銭	0.23	12円.90銭	2.70
12円.60銭	0.31	12円.91銭	2.78
12円.61銭	0.39	12円.92銭	2.86
12円.62銭	0.47	12円.93銭	2.94
12円.63銭	0.55	12円.94銭	3.02
12円.64銭	0.63	12円.95銭	3.10
12円.65銭	0.71	12円.96銭	3.18
12円.66銭	0.79	12円.97銭	3.26
12円.67銭	0.87	12円.98銭	3.34
12円.68銭	0.95	12円.99銭	3.42
12円.69銭	1.03	13円.00銭	3.50
12円.70銭	1.11	13円.01銭	3.58
12円.71銭	1.19	13円.02銭	3.66
12円.72銭	1.27	13円.03銭	3.74
12円.73銭	1.35	13円.04銭	3.82
12円.74銭	1.43	13円.05銭	3.90
12円.75銭	1.51	13円.06銭	3.98
12円.76銭	1.59	13円.07銭	4.06
12円.77銭	1.67	13円.08銭	4.14
12円.78銭	1.75	13円.09銭	4.21
12円.79銭	1.83	13円.10銭	4.29
12円.80銭	1.91	13円.11銭	4.37
12円.81銭	1.99	13円.12銭	4.45
12円.82銭	2.07	13円.13銭	4.53
12円.83銭	2.14	13円.14銭	4.61
12円.84銭	2.22	13円.15銭	4.69
12円.85銭	2.30	13円.16銭	4.77
12円.86銭	2.38	13円.17銭	4.85

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	コイル		
工　　程	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、 かつ、外装テープを1回巻くものに限る。		
規　　格	（1個につき）		
現行工賃額	12円.56銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
13円.18銭	4.93	13円.49銭	7.40
13円.19銭	5.01	13円.50銭	7.48
13円.20銭	5.09	13円.51銭	7.56
13円.21銭	5.17	13円.52銭	7.64
13円.22銭	5.25	13円.53銭	7.72
13円.23銭	5.33	13円.54銭	7.80
13円.24銭	5.41	13円.55銭	7.88
13円.25銭	5.49	13円.56銭	7.96
13円.26銭	5.57	13円.57銭	8.04
13円.27銭	5.65	13円.58銭	8.12
13円.28銭	5.73	13円.59銭	8.20
13円.29銭	5.81	13円.60銭	8.28
13円.30銭	5.89	13円.61銭	8.35
13円.31銭	5.97	13円.62銭	8.43
13円.32銭	6.05	13円.63銭	8.51
13円.33銭	6.13	13円.64銭	8.59
13円.34銭	6.21	13円.65銭	8.67
13円.35銭	6.28	13円.66銭	8.75
13円.36銭	6.36	13円.67銭	8.83
13円.37銭	6.44	13円.68銭	8.91
13円.38銭	6.52	13円.69銭	8.99
13円.39銭	6.60	13円.70銭	9.07
13円.40銭	6.68	13円.71銭	9.15
13円.41銭	6.76	13円.72銭	9.23
13円.42銭	6.84	13円.73銭	9.31
13円.43銭	6.92	13円.74銭	9.39
13円.44銭	7.00	13円.75銭	9.47
13円.45銭	7.08	13円.76銭	9.55
13円.46銭	7.16	13円.77銭	9.63
13円.47銭	7.24	13円.78銭	9.71
13円.48銭	7.32	13円.79銭	9.79

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	コイル		
工　　程	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、 かつ、外装テープを1回巻くものに限る。		
規　　格	（1個につき）		
現行工賃額	12円.56銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
13円.80銭	9.87	14円.11銭	12.34
13円.81銭	9.95	14円.12銭	12.42
13円.82銭	10.03	14円.13銭	12.49
13円.83銭	10.11	14円.14銭	12.57
13円.84銭	10.19	14円.15銭	12.65
13円.85銭	10.27	14円.16銭	12.73
13円.86銭	10.35	14円.17銭	12.81
13円.87銭	10.42	14円.18銭	12.89
13円.88銭	10.50	14円.19銭	12.97
13円.89銭	10.58	14円.20銭	13.05
13円.90銭	10.66	14円.21銭	13.13
13円.91銭	10.74	14円.22銭	13.21
13円.92銭	10.82	14円.23銭	13.29
13円.93銭	10.90	14円.24銭	13.37
13円.94銭	10.98	14円.25銭	13.45
13円.95銭	11.06	14円.26銭	13.53
13円.96銭	11.14	14円.27銭	13.61
13円.97銭	11.22	14円.28銭	13.69
13円.98銭	11.30	14円.29銭	13.77
13円.99銭	11.38	14円.30銭	13.85
14円.00銭	11.46	14円.31銭	13.93
14円.01銭	11.54	14円.32銭	14.01
14円.02銭	11.62	14円.33銭	14.09
14円.03銭	11.70	14円.34銭	14.17
14円.04銭	11.78	14円.35銭	14.25
14円.05銭	11.86	14円.36銭	14.33
14円.06銭	11.94	14円.37銭	14.41
14円.07銭	12.02	14円.38銭	14.49
14円.08銭	12.10	14円.39銭	14.57
14円.09銭	12.18	14円.40銭	14.64
14円.10銭	12.26	14円.41銭	14.72

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	コイル		
工　　程	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、 かつ、外装テープを1回巻くものに限る。		
規　　格	（1個につき）		
現行工賃額	12円.56銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
14円.42銭	14.80	14円.73銭	17.27
14円.43銭	14.88	14円.74銭	17.35
14円.44銭	14.96	14円.75銭	17.43
14円.45銭	15.04	14円.76銭	17.51
14円.46銭	15.12	14円.77銭	17.59
14円.47銭	15.20	14円.78銭	17.67
14円.48銭	15.28	14円.79銭	17.75
14円.49銭	15.36	14円.80銭	17.83
14円.50銭	15.44	14円.81銭	17.91
14円.51銭	15.52	14円.82銭	17.99
14円.52銭	15.60	14円.83銭	18.07
14円.53銭	15.68	14円.84銭	18.15
14円.54銭	15.76	14円.85銭	18.23
14円.55銭	15.84	14円.86銭	18.31
14円.56銭	15.92	14円.87銭	18.39
14円.57銭	16.00	14円.88銭	18.47
14円.58銭	16.08	14円.89銭	18.55
14円.59銭	16.16	14円.90銭	18.63
14円.60銭	16.24	14円.91銭	18.71
14円.61銭	16.32	14円.92銭	18.78
14円.62銭	16.40	14円.93銭	18.86
14円.63銭	16.48	14円.94銭	18.94
14円.64銭	16.56	14円.95銭	19.02
14円.65銭	16.64	14円.96銭	19.10
14円.66銭	16.71	14円.97銭	19.18
14円.67銭	16.79	14円.98銭	19.26
14円.68銭	16.87	14円.99銭	19.34
14円.69銭	16.95	15円.00銭	19.42
14円.70銭	17.03	15円.01銭	19.50
14円.71銭	17.11	15円.02銭	19.58
14円.72銭	17.19	15円.03銭	19.66

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

5／9

品　　目	コイル		
工　　程	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、 かつ、外装テープを1回巻くものに限る。		
規　　格	（1個につき）		
現行工賃額	12円.56銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
15円.04銭	19.74	15円.35銭	22.21
15円.05銭	19.82	15円.36銭	22.29
15円.06銭	19.90	15円.37銭	22.37
15円.07銭	19.98	15円.38銭	22.45
15円.08銭	20.06	15円.39銭	22.53
15円.09銭	20.14	15円.40銭	22.61
15円.10銭	20.22	15円.41銭	22.69
15円.11銭	20.30	15円.42銭	22.77
15円.12銭	20.38	15円.43銭	22.85
15円.13銭	20.46	15円.44銭	22.92
15円.14銭	20.54	15円.45銭	23.00
15円.15銭	20.62	15円.46銭	23.08
15円.16銭	20.70	15円.47銭	23.16
15円.17銭	20.78	15円.48銭	23.24
15円.18銭	20.85	15円.49銭	23.32
15円.19銭	20.93	15円.50銭	23.40
15円.20銭	21.01	15円.51銭	23.48
15円.21銭	21.09	15円.52銭	23.56
15円.22銭	21.17	15円.53銭	23.64
15円.23銭	21.25	15円.54銭	23.72
15円.24銭	21.33	15円.55銭	23.80
15円.25銭	21.41	15円.56銭	23.88
15円.26銭	21.49	15円.57銭	23.96
15円.27銭	21.57	15円.58銭	24.04
15円.28銭	21.65	15円.59銭	24.12
15円.29銭	21.73	15円.60銭	24.20
15円.30銭	21.81	15円.61銭	24.28
15円.31銭	21.89	15円.62銭	24.36
15円.32銭	21.97	15円.63銭	24.44
15円.33銭	22.05	15円.64銭	24.52
15円.34銭	22.13	15円.65銭	24.60

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

6／9

品　　目	コイル		
工　　程	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、 かつ、外装テープを1回巻くものに限る。		
規　　格	（1個につき）		
現行工賃額	12円.56銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
15円.66銭	24.68	15円.97銭	27.14
15円.67銭	24.76	15円.98銭	27.22
15円.68銭	24.84	15円.99銭	27.30
15円.69銭	24.92	16円.00銭	27.38
15円.70銭	24.99	16円.01銭	27.46
15円.71銭	25.07	16円.02銭	27.54
15円.72銭	25.15	16円.03銭	27.62
15円.73銭	25.23	16円.04銭	27.70
15円.74銭	25.31	16円.05銭	27.78
15円.75銭	25.39	16円.06銭	27.86
15円.76銭	25.47	16円.07銭	27.94
15円.77銭	25.55	16円.08銭	28.02
15円.78銭	25.63	16円.09銭	28.10
15円.79銭	25.71	16円.10銭	28.18
15円.80銭	25.79	16円.11銭	28.26
15円.81銭	25.87	16円.12銭	28.34
15円.82銭	25.95	16円.13銭	28.42
15円.83銭	26.03	16円.14銭	28.50
15円.84銭	26.11	**16円.15銭**	**28.58**
15円.85銭	26.19	16円.16銭	28.66
15円.86銭	26.27	16円.17銭	28.74
15円.87銭	26.35	16円.18銭	28.82
15円.88銭	26.43	16円.19銭	28.90
15円.89銭	26.51	16円.20銭	28.98
15円.90銭	26.59	16円.21銭	29.06
15円.91銭	26.67	16円.22銭	29.14
15円.92銭	26.75	16円.23銭	29.21
15円.93銭	26.83	16円.24銭	29.29
15円.94銭	26.91	16円.25銭	29.37
15円.95銭	26.99	16円.26銭	29.45
15円.96銭	27.07	16円.27銭	29.53

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	コイル		
工　　程	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、 かつ、外装テープを1回巻くものに限る。		
規　　格	（1個につき）		
現行工賃額	12円.56銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
16円.28銭	29.61	16円.59銭	32.08
16円.29銭	29.69	16円.60銭	32.16
16円.30銭	29.77	16円.61銭	32.24
16円.31銭	29.85	16円.62銭	32.32
16円.32銭	29.93	16円.63銭	32.40
16円.33銭	30.01	16円.64銭	32.48
16円.34銭	30.09	16円.65銭	32.56
16円.35銭	30.17	16円.66銭	32.64
16円.36銭	30.25	16円.67銭	32.72
16円.37銭	30.33	16円.68銭	32.80
16円.38銭	30.41	16円.69銭	32.88
16円.39銭	30.49	16円.70銭	32.96
16円.40銭	30.57	16円.71銭	33.04
16円.41銭	30.65	16円.72銭	33.12
16円.42銭	30.73	16円.73銭	33.20
16円.43銭	30.81	16円.74銭	33.28
16円.44銭	30.89	**16円.75銭**	**33.35**
16円.45銭	30.97	16円.76銭	33.43
16円.46銭	31.05	16円.77銭	33.51
16円.47銭	31.13	16円.78銭	33.59
16円.48銭	31.21	16円.79銭	33.67
16円.49銭	31.28	16円.80銭	33.75
16円.50銭	31.36	16円.81銭	33.83
16円.51銭	31.44	16円.82銭	33.91
16円.52銭	31.52	16円.83銭	33.99
16円.53銭	31.60	16円.84銭	34.07
16円.54銭	31.68	16円.85銭	34.15
16円.55銭	31.76	16円.86銭	34.23
16円.56銭	31.84	16円.87銭	34.31
16円.57銭	31.92	16円.88銭	34.39
16円.58銭	32.00	16円.89銭	34.47

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

8／9

品　　目	コイル		
工　　程	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、 かつ、外装テープを1回巻くものに限る。		
規　　格	（1個につき）		
現行工賃額	12円.56銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
16円.90銭	34.55	17円.21銭	37.02
16円.91銭	34.63	17円.22銭	37.10
16円.92銭	34.71	17円.23銭	37.18
16円.93銭	34.79	17円.24銭	37.26
16円.94銭	34.87	17円.25銭	37.34
16円.95銭	34.95	17円.26銭	37.42
16円.96銭	35.03	17円.27銭	37.50
16円.97銭	35.11	17円.28銭	37.57
16円.98銭	35.19	17円.29銭	37.65
16円.99銭	35.27	17円.30銭	37.73
17円.00銭	35.35	17円.31銭	37.81
17円.01銭	35.42	17円.32銭	37.89
17円.02銭	35.50	17円.33銭	37.97
17円.03銭	35.58	17円.34銭	38.05
17円.04銭	35.66	17円.35銭	38.13
17円.05銭	35.74	17円.36銭	38.21
17円.06銭	35.82	17円.37銭	38.29
17円.07銭	35.90	17円.38銭	38.37
17円.08銭	35.98	17円.39銭	38.45
17円.09銭	36.06	17円.40銭	38.53
17円.10銭	36.14	17円.41銭	38.61
17円.11銭	36.22	17円.42銭	38.69
17円.12銭	36.30	17円.43銭	38.77
17円.13銭	36.38	17円.44銭	38.85
17円.14銭	36.46	17円.45銭	38.93
17円.15銭	36.54	17円.46銭	39.01
17円.16銭	36.62	17円.47銭	39.09
17円.17銭	36.70	17円.48銭	39.17
17円.18銭	36.78	17円.49銭	39.25
17円.19銭	36.86	17円.50銭	39.33
17円.20銭	36.94	17円.51銭	39.41

電気機械器具製造業最低工賃の改定試算

※群馬県特定最低賃金　令和6年の平成25年比改定率は、33.3%

※改定率＝（改定率に適用する工賃額÷原稿工賃額－1）×100

品　　目	コイル		
工　　程	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、 かつ、外装テープを1回巻くものに限る。		
規　　格	（1個につき）		
現行工賃額	12円.56銭		
改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）	改定率に適用する工賃額	改定率（小数点第2位下切り上げ）
17円.52銭	39.49	17円.83銭	41.95
17円.53銭	39.57	17円.84銭	42.03
17円.54銭	39.64	17円.85銭	42.11
17円.55銭	39.72	17円.86銭	42.19
17円.56銭	39.80	17円.87銭	42.27
17円.57銭	39.88	17円.88銭	42.35
17円.58銭	39.96	17円.89銭	42.43
17円.59銭	40.04	17円.90銭	42.51
17円.60銭	40.12	17円.91銭	42.59
17円.61銭	40.20	17円.92銭	42.67
17円.62銭	40.28	17円.93銭	42.75
17円.63銭	40.36	17円.94銭	42.83
17円.64銭	40.44	17円.95銭	42.91
17円.65銭	40.52	17円.96銭	42.99
17円.66銭	40.60	17円.97銭	43.07
17円.67銭	40.68	17円.98銭	43.15
17円.68銭	40.76	17円.99銭	43.23
17円.69銭	40.84	18円.00銭	43.31
17円.70銭	40.92	18円.01銭	43.39
17円.71銭	41.00	18円.02銭	43.47
17円.72銭	41.08	18円.03銭	43.55
17円.73銭	41.16	18円.04銭	43.63
17円.74銭	41.24	18円.05銭	43.71
17円.75銭	41.32	18円.06銭	43.78
17円.76銭	41.40	18円.07銭	43.86
17円.77銭	41.48	18円.08銭	43.94
17円.78銭	**41.56**	18円.09銭	44.02
17円.79銭	41.64	18円.10銭	44.10
17円.80銭	41.71	18円.11銭	44.18
17円.81銭	41.79	18円.12銭	44.26
17円.82銭	41.87	18円.13銭	44.34

令和6年7月分（家内労働者回答より）

No.	委託事業所	① 工賃月額（円）	② 労働日数（日）	③（①/②） 日額	④ 労働時間（時間）	⑤（③/④） 時間額（円）	⑥（③/8） 8時間換算額
1	[redacted]	49,000	30	1,633	6	272	204
2		17,080	6	2,846	3	948	355
3		40,470	22	1,839	4	459	229
4		40,000	20	2,000	5	400	250
5		7,500	5	1,500	4	375	187
6		64,000	22	2,909	5	581	363
7		52,700	16	3,293	6	548	411
8		44,600	13	3,430	5.5	623	428
9		60,000	19	3,157	4	789	394
10		18,360	15	1,224	4	306	153
11		30,000	12	2,500	4	625	312
12		25,174	20	1,258	2	629	157
13		25,112	21	1,195	5	239	149
14		38,384	17	2,257	8	282	282
15		12,630	12	1,052	4	263	131
16		18,209	17	1,071	5	214	133
17		70,000	22	3,181	4.5	706	397
18		34,000	15	2,266	2.5	906	283
19		39,000	20	1,950	4	487	243
	平均					508	266

※20人中1名は7月分実績0円

令和3年7月分（家内労働者回答より）

No.	委託事業所	① 工賃月額（円）	② 労働日数（日）	③（①/②） 日額	④ 労働時間（時間）	⑤（③/④） 時間額（円）	⑥（③/8） 8時間換算額
1	[redacted]	60,000	20	3,000	3	1,000	375
2		14,228	5	2,845	1	2,845	355
3		93,518	22	4,250	6	708	531
4		25,000	10	2,500	2	1,250	312
5		74,600	11	6,781	5	1,356	847
6		38,250	12	3,187	5	637	398
7		44,049	14	3,146	3	1,048	393
8		30,000	11	2,727	4	681	340
9		60,000	14	4,285	7	612	535
10		8,100	7	1,157	4	289	144
11		22,755	20	1,137	3	379	142
12		40,000	22	1,818	5	363	227
13		55,000	10	5,500	6	916	687
14		15,000	20	750	6	125	93
15		70,000	20	3,500	8	437	437
16		26,650	22	1,211	3	403	151
17		15,400	10	1,540	5	308	192
18		8,000	18	444	3	148	55
19		5,000	5	1,000	5	200	125
20		33,000	17	1,941	3	647	242
21		58,000	25	2,320	4	580	290
	平均					711	327

※黄色のセルは、群馬県最低工賃該当工程を行っている委託事業所

1時間額推移

委託事業所	R3　時間額(円)	R6　時間額(円)	引上げ額(円)	上昇率(%)
1	708	400	-308	-43.50
2	1,250	375	-875	-70.00
3	1,356	581	-775	-57.15
4	637	548	-89	-13.97
5	1,048	789	-259	-24.71
6	289	306	17	5.88
7	363	625	262	72.18
8	125	629	504	403.20
9	437	239	-198	-45.31
10	403	282	-121	-30.02
11	200	706	506	253.00
12	647	906	259	40.03
13	580	487	-93	-16.03
平均	619	529	-90	36

8時間換算額推移

委託事業所	R3　8時間換算額(円)	R6　8時間時間額(円)	引上げ額(円)	上昇率(%)
1	531	250	-281	-52.92
2	312	187	-125	-40.06
3	847	363	-484	-57.14
4	398	411	13	3.27
5	393	394	1	0.25
6	144	153	9	6.25
7	227	312	85	37.44
8	93	157	64	68.82
9	437	149	-288	-65.90
10	151	282	131	86.75
11	125	397	272	217.60
12	242	283	41	16.94
13	290	243	-47	-16.21
平均	322	275	-47	16

【最賃】
引上げ額　　98円　(R5年度935円－R2年度837円)※調査時7月時点
上昇率　11．71%

【特賃】
引上げ額　　96円　(R5年度1，006円－R2年度910円)※調査時7月時点
上昇率　10．55%

委託事業所実地調査結果

1　委託作業の内容

①　A社

・家内労働者に「シールド線の両端末加工作業」と「シールド線のチューブ挿入作業」、「コネクター差しの作業」を委託している。

・「シールド線の両端末加工作業」とは、シールド線（ケーブルをシールドで囲んだ電気ケーブル）の絶縁被覆部分をはぎ取り、中にあるアース線（数十本からなる金属の細い線）をほどき、より分けてよじり、端末をはんだ付けする作業である。

・「シールド線のチューブ挿入作業」とは、シールド線の端末部分にヒシチューブ（加熱すると縮んで密着するチューブ）を挿入し、ドライヤーで加熱して数本のリード線（電線の総称）を固定する作業である。

・「コネクター差しの作業」とは、リード線の端末に取り付けられた端子を、コネクター（色別で指定されている位置）に差し込む作業である。

・家内労働者に委託した部品は、UFOキャッチャーの製品となる。

・これらの作業は、永続性があり無くなることはない。

②　B社

・現在主に家内労働者に委託している作業は「テーピング」の作業のみである。

・「テーピングの作業」とは、雇用労働者が機械で巻いたコイルを、絶縁テープ（電気を通さない性質を持つ粘着テープ）でコイル全体に巻いて固定する作業である。

・毎日、家内労働者宅を訪問し、完成品を回収するとともに、新たに作業を行う部品を配布する。

・不良品は殆ど出ない。

・この作業は、群馬県最低工賃で定められている作業内容（工程）ではない。

③　C社

・家内労働者に「コネクター差しの作業」と「端子入れの作業」を委託している。

・「コネクター差しの作業」とは、リード線の端末に取り付けられた端子を、コネクター（色別で指定されている位置）に差し込む作業である。

・リード線（緑色・白色・黒色の３ピン）を、コネクターの差込口の向きに合わせ「カチッ」とハマるまで差し込み、そのあと少し引っ張って正しく差し込めているか（抜けないか）確認する。

・家内労働者に委託した部品は、LED照明用のリード線の部品となる。

・「端子入れの作業」とは、端子３種類をソケットの決められた位置に入れる作業である。その後のソケットの組み立て作業は、雇用労働者が機械で行っている。

・このソケットは、ダウンライト用の接続部品となる。

・この作業は、群馬県最低工賃で定められている作業内容（工程）ではない。

・毎日、家内労働者が適宜都合の良い時間に事業場を訪問し、完成品を納品するとともに、新たに作業を行う部品を持ち帰る。

・完成品の中には不良品（端子の差込向きの相違、差込位置の相違）もあるが、それら不

良品についても工賃を支払っている。

・不良品は廃却処分となるため、家内労働者には再発防止のため作業指導だけはしっかりと行っている。

2　家内労働者に委託する理由

①　A社

・大手では機械を導入して自動化しているところもあるが、製品ごとに規格が違いそれをすべて自動化するにはコストがかかりすぎるため、家内労働者に委託している。

・自動化はごく限られた一部であり、経験や技術が必要なため、今後も業界において家内労働者への委託業務が無くなることはない。

・「コネクター差しの作業」において、リード線に端子を取り付ける作業は雇用（パート）労働者が行い、

取り付けられた端子をコネクターに差し込む作業を家内労働者に委託している。

・端子の取り付けについて、以前ははんだ付けであったが、鉛フリーとなり強度が保てないため、現在ははんだ付けは殆ど無くかしめが主流である。

②　B社

・「テーピングの作業」は、雇用労働者はあまり行っていない作業で、家内労働者のほうが慣れれば作業のスピードも速いため、業務を円滑に行う（安定させる）ために家内労働者に委託している。

・家内労働者がいないと業務が円滑に行えないため、今後も家内労働者への委託業務が無くなることはない。

③　C社

・「コネクター差しの作業」について、一部大手では機械を導入して自動化しているところもあるが、機械化するほどの数量ではないため家内労働者に委託している。

・端子を差し込む際は向きがあるため自動化することは難しく、今後も業界において家内労働者への委託業務が無くなることはない。

・「コネクター差しの作業」において、リード線に端子を取り付ける作業（かしめ）は雇用労働者が機械で行い、取り付けられた端子をコネクターに差し込む作業のみを家内労働者に委託している。

・端子と反対側のリード線については、雇用労働者が機械でよじり、その後機械でコネクターに差している。端子が付いておらず差し込む向きは関係ないため、機械化が可能である。

3　工賃の決め方

①　A社

・工賃の決め方は、製品によって利益率が異なるため製品価格により決めているが、時給300円以上になるように設定している。

・工賃を上げたいと思っているが、親会社からの発注価格が安く利益を考えると工賃を上げることは難しい。

・本来は経験年数が長い順に傾斜をつけた工賃を設定したいが、工賃を上げることが難しい状況から、経験年数にかかわらず同じ工賃設定をせざるを得ない。
・工賃を上げるためには価格転嫁が必須であり、親会社からの発注価格が上がらない限り工賃のベースアップは難しい。

② B社

・工賃の決め方は、基本「作業単価一覧表」のとおりであるが、作業量は個人差があり、テーピング作業の単価も外径により異なるため、実績や工賃相場をもとに一人当たり月２万円前後になるように設定している。
・テーピングの作業量は、外径や能力により差が出るが、作業にかかる時間は１個当たり平均 30 秒程度である。多い人は、１日３～４時間の作業で 250 個、工賃にして月５万円以上の家内労働者もいる。

③ C社

・工賃の決め方は、群馬県最低工賃を参考に設定している。
・「コネクター差しの作業」については、最低工賃が１ピン 58 銭のため、端数を切り上げ１ピン 60 銭で家内労働者に委託している。
・コネクター１個につき３ピンの規格のため、コネクター１個につき 60 銭×３ピン＝１円 80 銭となる。
・作業量は、多い人で１日 1500 個（コネクター）程である。
・親会社（取引先）からの単価が上がれば工賃も上げたいとは思うが、価格転嫁ができていない現状では工賃を上げることは厳しい。
・現在の「コネクター差し」の工賃（１ピン 60 銭）は、妥当な金額だと思う。
・現在の工賃単価で、不満を言ってくる家内労働者はいない。
・仮にこの工賃単価が安ければ、家内労働者から「割に合わない。」、「単価を上げてくれ。」と言ってくるため、その際は価格交渉している。

4　家内労働者について

① A社

・家内労働者の年齢層は 40 代から 50 代の女性が多くを占めており、お子さんが小さくて外に働きに出かけられない主婦の方である。
・これらの家内労働者は、お子さんが大きくなり外に働きに出かけられる環境になった際には、パート労働者として採用するケースも多い。

② B社

・家内労働者の年齢層は、子育て世代が多く、そのほか介護や孫の面倒の合間に行っている方もいる。
・子育てがひと段落した家内労働者が、社員になるケースも多い。

③ C社

・家内労働者の年齢層は、子育て中で外に働きに出られない主婦の方が多い。
・年配の方は少なくなってきている傾向にある。

5　現在設定されている品目について

①　A社

・「磁気コンデンサー用部品の素地の外観選別作業」は、現在存在しない。

・「コイルの仕上げ作業」は、現在も家内労働者に委託しているところはあると思う。

②　B社

・群馬県最低工賃で定められている「コイルの仕上げ作業」については、数年前までは家内労働者に委託していたが、現在は海外で行っている作業であり、コイルの仕上げ作業が終わった完成品を海外から輸入しているため、現在「コイルの仕上げ作業」は行っていない。

・自分の知る限り、「コイルの仕上げ作業」を家内労働者に委託している会社は無いと思う。

③　C社

・「コイルの仕上げ作業」は、現在存在しない。